

# 国際熱帯木材機関 (ITTO)

## 第15回理事会の概要

高木 茂

### はじめに

国際熱帯木材機関 (ITTO) の第15回理事会が、平成5年11月10日から11月17日まで横浜の「みなとみらい21」にあるパシフィコ横浜国際会議場で開催され、マレーシア、ブラジル、ガボン等熱帯木材生産国17か国及び日本、米国、英国等の消費国22か国（ECを含む）の政府代表の他、オブザーバーとして関係国際機関、環境保護NGO等約270名が参加した。今回は、国際熱帯木材協定(ITT)の第3回交渉会議が10月にジュネーブで開催され、さらにその結果を踏まえた非公式の少数国会合が理事会開催日直前の8日、9日に開催されたため、改訂交渉とは切り離した形で（即ち通常の形で）理事会が行われたが、現行協定の期限が来年の3月31日と迫っている状況のなかでは、加盟国の発言においても微妙に影を落としているように見られた。以下、重要なトピックについて御紹介したい。

### 1. 我が国の持続可能な森林経営の表明

昨年来、行われてきているITTの改訂交渉において、温・寒帯林保有国における持続可能な森林経営の取組みが注目されていることから、我が国は、日本の持続可能な森林経営について発言を行いその中で森林の保全と持続可能な経営は我が国の目標であり今後ともこれを実施していくことを表明した。（今回の理事会の中でスイスが持続可能な森林経営の表明を行った結果、この種の表明を行った国としては、米国、カナダ、オーストラリア、日本、スイスとなつた。）

---

TAKAGI, Shigeru : The 15th Session of the International Tropical Timber Council

林野庁指導部木材流通課

## 2. 木材のラベリングについての議論

理事会の市場情報委員会の中で、木材のラベリング（持続可能な森林経営が行われている森林から産出した木材についてラベルを付す制度）について活発な議論が行われた。

ラベリングについては、ヨーロッパの各国が従来、関心が高く、昨年オーストリアが行った熱帯木材のみに対するラベリングが、マレイシア、インドネシア等の反発を招き、結果的にすべての木材へのラベリングと変更したことは我々の記憶にも新しいことである。

前回の理事会（クアラルンプール）においてもラベリングを含む認証制度が議論となり、消費国の中では何らかの認証制度等の方策が必要であるとの考え方支配的であった反面、生産国では、ある程度前向きな国と、認証制度そのものに否定的な国とに別れていたのが、今回は、認証制度そのものを否定するのではなく、一定の条件の中（全ての木材を対象とすることも含む）で、ラベリングの可能性について検討するべしという意見が大勢を占め、まず、ラベリングの実態を把握した上で、作業部会を開催し、次回理事会で検討されることとなった。

## 3. 役員の改選

ITTO の事務局長は、1986 年の発足からフリーザイラー氏（マレイシア）であるが、今年 1994 年 3 月 31 日をもって任期切れを迎える状況になっている。

事務局長の任命は理事会決定事項である一方、次回理事会が今年 5 月 16～23 日の日程で南米コロンビア国カルタヘナにおいて開催されることとなっているため、今回理事会において審議され、満場一致で任期がさらに 24 か月延長されることになった（1994 年 4 月 1 日～1996 年 3 月 31 日）。また、理事会議長として我が国の鈴木庸一氏（外務省経済局開発途上地域課長）、副議長にホンデュラスの R.G. モンカーダ氏（天然資源省次官）が選出された。

## 4. ミャンマーの ITTO 加盟表明

今回理事会にオブザーバーとして参加したミャンマーが、ITTO に加盟を表明した。正式の加盟は次回理事会からとなる。このミャンマーの加盟によって ITTO 加盟国は生産国 24 か国、消費国 28 か国の計 52 か国となる予定である。

## 5. 西暦 2000 年目標への取組み状況の報告

現在 ITTO は、西暦 2000 年目標（西暦 2000 年までに持続可能な経営が行われている森林から伐採された木材のみを貿易の対象とする）を理事会において決議し、その達成に向けて、加盟国が各々取組んでいるところであるが、その達成状況について毎年理事会に報告することとしている。今次理事会においては、米国、スイス、オーストリア、ニュージーランド、ノルウェー、デンマーク、韓国、オランダ等の国が取組み状況について発言をおこなった。（日本は、前回理事会において既に発表済）

## 6. そ の 他

今回の理事会には、市場情報、造林・森林経営、林産業の各分野について生産国、消費国からプロジェクト、事前プロジェクトが新たに提出され慎重な審議の結果、18 件のプロジェクトと 2 件の事前プロジェクトが採択された。このなかで、我が国政府提案の「アジア・太平洋地域における伐採跡地の保育（フェーズⅢ）」や「熱帯木材需給デザインプロジェクト（フェーズⅡ）」等が採択され、日本側が拠出表明を行った。

## お わ り に

前述したように、今回の理事会では ITTA の改訂交渉は直接議題とはならなかったが、8 日、9 日の非公式少数国会合が精力的に開催された結果、〔 〕付きながら、第 18 条の資金条項（西暦 2000 年目標基金）を除いて、ほぼ一本化した形で新協定草案が作成された。これによって、今年 1 月 10 日からスイスのジュネーブで開催される第 4 回の改訂交渉会議において、生産国と消費国の妥協が図られるための素地ができあがったと考えられる。しかし、最大の懸案である「協定の対象範囲」については、依然として生産国側の拡大案と消費国側の現行維持案が対立したままであることから、この点を中心に、切迫した議論が行われることとなると予想される。